

< 看護小規模多機能型居宅介護 利用料金表（利用者負担金）>（別紙1）

1. 利用料

介護保険の対象となるサービス

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立及び要支援1または2と判定された方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】通常時間帯（24時間365日）月あたりの定額払い()内は日割り

要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,438 (409)	13,122 (432)	26,244 (863)	39,366 (1,295)
要介護2	17,403 (572)	18,361 (604)	36,721 (1,207)	55,081 (1,811)
要介護3	24,464 (805)	25,810 (850)	51,619 (1,699)	77,429 (2,548)
要介護4	27,747 (913)	29,273 (964)	58,546 (1,927)	87,819 (2,890)
要介護5	31,386 (1032)	33,113 (1,089)	66,225 (2,178)	99,337 (3,267)

【同一建物に居住する場合（）内は日割り】

要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	11,206 (369)	11,823 (390)	23,645 (779)	35,467 (1,168)
要介護2	15,680 (516)	16,543 (545)	33,085 (1,089)	49,628 (1,633)
要介護3	22,042 (725)	23,255 (765)	46,509 (1,530)	69,763 (2,295)
要介護4	25,000 (822)	26,375 (868)	52,750 (1,735)	79,125 (2,602)
要介護5	28,278 (930)	29,834 (982)	59,667 (1,963)	89,500 (2,944)

【料金表（単位数）】通常時間帯（24時間 365日）短期利用の場合

要介護度	看護小規模多機能型居宅介護 単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	570	602	1,203	1,804
要介護2	637	672	1,344	2,016
要介護3	705	744	1,488	2,232
要介護4	772	815	1,629	2,444
要介護5	838	884	1,768	2,652

※介護職員処遇改善加算として合計単位数に×10.2%加算されます。

【加算及び減算料金】

訪問看護体制減算（）内は日割り

要介護度	単位数
訪問看護体制減算1	925 (30)
訪問看護体制減算2	925 (30)
訪問看護体制減算3	925 (30)
訪問看護体制減算4	1,850 (61)
訪問看護体制減算5	2,914 (96)

※以下の要件のいずれかを満たした場合に減算されます。

- ・医師の指示に基づく看護サービスが30/100未満である場合
- ・緊急時訪問看護加算を算定した利用者が30/100未満である場合
- ・特別管理加算を算定した利用者が5/100未満である場合

医療訪問看護減算

要介護度	単位数
医療訪問看護減算1	925 (30)
医療訪問看護減算2	925 (30)
医療訪問看護減算3	925 (30)
医療訪問看護減算4	1,850 (61)
医療訪問看護減算5	2,914 (96)

※末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合に減算されます。

訪問看護特別指示減算

要介護度	単位数
訪問看護特別指示減算 1	30
訪問看護特別指示減算 2	30
訪問看護特別指示減算 3	30
訪問看護特別指示減算 4	60
訪問看護特別指示減算 5	95

※特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合に減算されます。

【その他加算及び減算料金】

項目	概要	単位数
初期加算	利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間または、30 日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1 日につき 30 単位
認知症加算 I	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の場合	1 月につき 800 単位
認知症加算 II	要介護 2 以上であり、認知症日常生活自立度Ⅱである場合	1 月につき 500 単位
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定されます。	6 月に 1 回 5 単位
退院時共同指導加算	病院、介護老人保健施設を退院するに当たり、事業所の看護師等が退院指導を行った後、初回の訪問看護サービスを行った場合に加算されます。	1 回につき 600 単位

<p>緊急時訪問看護加算</p>	<p>利用者、または家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定されます。</p>	<p>1 月につき 574 単位</p>
<p>特別管理加算 I</p>	<p>サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 <p>）に対して、計画的な管理を行った場合に算定されます。</p>	<p>1 月につき 500 単位</p>
<p>特別管理加算 II</p>	<p>サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（在宅自己腹膜灌流指導管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態や、人工肛門また人口膀胱を留置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態（MPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN 分類 D3、D4、D5） ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態）に対して、計画的な管理を行った場合に算定されます。 	<p>1 月につき 250 単位</p>

ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合等に加算されます。	死亡月につき 2000 単位
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合に算定されます。	1 月につき 800 単位
総合マネジメント体制加算 ※	サービスの質を継続的に管理した場合に算定されます。 ・利用者の心身の状況又は家族等を取り巻く環境の変化に応じ、多職種協働により、サービス計画を適切に見直している。 ・地域の病院等に提供できるサービスの具体的内容に関する情報提供を行っている。 ・利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、地域住民との交流を図り、地域の行事や活動等に参加している。	1 月につき 1,000 単位
科学的介護推進体制加算	データを CHASE に提出してフィードバックを受け、利用者のケアプランへの反映し、PDCA サイクルの推進・ケアの質の向上の取組をしている。	1 月につき 40 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりをしている	1 日につき 200 単位
介護職員処遇改善加算 (I) ※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1 月につき 所定単位×10.2%
介護職員特定処遇改善加算 II		1 月につき 所定単位×1.2%

※ 区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護報酬告示額に、地域区分毎の単価（1 単位＝10.55 円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金となります。

(その他)

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接社会福祉法人ユーアイ二十一に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、横須賀市の窓口へ社会福祉法人ユーアイ二十一の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 自費

項目	料金
朝食	400 円
昼食	600 円
夕食	600 円
おやつ代	200 円
宿泊費	3500 円
リハビリパンツ	M=80 円 L=90 円
紙おむつ	M=90 円 L=100 円
尿取りパット	M=20 円 L=30 円
洗濯料	1 回 400 円
乾燥料	1 回 300 円
その他	上記に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けます。

(令和3年4月1日)
社会福祉法人ユーアイ二十一